

なごや 市民活動通信

2026
3・4月号
No.122
無料



市民のちからで
いきいきなごや

「なごや市民活動通信」最終号!! 今までありがとうございました!

当センター開所から3か月後の2012年7月に創刊した「なごや市民活動通信」ですが、2026年3・4月号が最終号となります。歴代所長7名から、最終号に寄せるメッセージをいただきました。



吹上 康代 (初代: 2012年4月~2014年3月)

2012年に官民協働の拠点として再出発した名古屋市市民活動推進センター。市民活動への行政職員の意識を深めつつ、「ボラみみ」との合冊で協働の相乗効果を生んできました。今後も共感の輪を広げ、共創を通じてウェルビーイングな地域が実現することを願っています。

小野田 都 (2代目: 2014年4月~2017年3月)

最終号を迎え、寂しさはありますが、皆で工夫した誌面づくりやスタッフの似顔絵など、たくさんの楽しい思い出が残っています。情報発信は新しい形でさらに広がると信じ、14年間発刊にかかわっていただいたすべての皆さまに感謝申し上げます。



新美 君栄 (3代目: 2017年4月~2019年3月)

「市民活動通信」…「ボラみみ」とともに、発行を楽しみにしている機関誌です。冊子を近所の書店で見つけた時の喜びは忘れられません。なくなるのは寂しいですが、これまで支えてくださった皆さんに心から感謝します。そして、楽しい通信をありがとうございました!

鶴田 恵子 (4代目: 2019年4月~2021年3月)

14年間、本当にお疲れさまでした。所長として過ごした2年間は、コロナ禍や方針改定などの節目を皆さんと一緒に乗り越えました。これからも市民活動の輪が広がり、地域に笑顔が増えることを願っています。

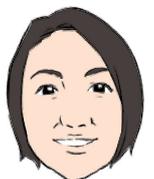


織田 和隆 (5代目: 2021年4月~2023年3月)

長年、「市民活動通信」を支えてくださった皆さまに心から感謝します。所長として過ごした2年間は、通信のカラー化やコロナ禍での挑戦など忘れられない日々でした。AI時代だからこそ、人の心を動かすボランティアの力を信じています。ボランティア・NPO、永遠なれ。

青木 直人 (6代目: 2023年4月~2024年3月)

私は、市民活動推進センター開設時のメンバーでもあり、認定NPO法人の代表にインタビューをしたことが印象に残っています(2013年8月号)。活動への思いや組織運営の苦労等を直接伺ったことは大きな財産になっています。時を経て、所長として執筆したことも感慨深いです。



伊藤 葉子 (7代目: 2024年4月~)

ボランティア情報誌「ボラみみ」と、活動拠点である当センターの「市民活動通信」という協働ツールが最終号になります。世の中のデジタル化に伴い寂しくなりますが、その分いつでもどこでもボランティア情報が手に入る時代に。これからも、皆さまの優しさを社会に持ちよって…!

イラスト協力: 加藤舞美

※この冊子は、「なごや市民活動通信」と、「未来をつむぐライフマガジン『ボラみみ』」の合冊です。

■発行日: 2026年3月1日
■発行部数: 9000部

●「なごや市民活動通信」のお問い合わせ
名古屋市市民活動推進センター TEL 052-228-8039

●「ボラみみ」のお問い合わせ
特定非営利活動法人ボラみみより情報局 TEL 052-228-7824

印刷: 菱源株式会社 ©名古屋市市民活動推進センター 2026 禁・無転載

これまでの変遷

「なごや市民活動通信」の全122号の中から、創刊号や特別号、リニューアル号を紹介します。

2012年7月 No.1
4月のセンター開所後、センター主催の講座・イベントのお知らせ、NPO法人設立認証の情報などを発信するため、「月刊ボラみみ」との合冊で創刊しました。スタッフのつづやきでは、創刊に向けての苦労がうかがえます。



2020年5・6月 No.87
「ボラみみ」リニューアルに伴い、誌面は念願のオールカラーに、発行は隔月になりました。写真や画像をカラーで紹介できるようになったので、誌面が華やかになったのはもちろん、イベント参加者の笑顔をより鮮明に伝えられるようになりました。



2026年3・4月 No.122 最終号

- 2012
- 2013
- 2014
- 2015
- 2016
- 2017
- 2018
- 2019
- 2020
- 2021
- 2022
- 2023
- 2024
- 2025
- 2026

「なごや市民活動通信」の全122号は、当センターのホームページでご覧いただくことができます。
※各号の掲載情報は、当時のものになりますので、ご注意ください。



2019年7月 No.78
「月刊ボラみみ」の20周年記念号ということで、オールカラーで発行しました。センター開所からそれまでの歴史を振り返ったり、センターの非公式ゆるキャラ、「しみかつくん」の四コマ漫画が掲載されていたり、楽しい内容の特別号でした。



2025年5・6月 No.117
センターにシンボルマークとキャッチコピーができたことにより、表紙をリニューアルしました。シンボルマークの作成に携わっていただいたデザイナーの柳生淳樹さんと大学生の石田あかりさんに、デザインに込めた想いをうかがいました。

NPO法人向け 伝言板

◆ 市税の減免に関する申請をお忘れなく ◆

地方税法においては、収益事業を営まないNPO法人であっても、法人市民税の均等割が課税されます。名古屋市では、市税減免条例の規定により、収益事業を営まないNPO法人については、均等割申告書の申告納付期限までに均等割申告書と減免申請書を提出していただいた場合に限り、均等割額の全額を減免します。**2026年の提出期限は、【4月30日】**です。書類の提出は毎年必要です。

期限までに提出されない場合には、減免が適用されず、均等割が課税されますのでご注意ください。

●提出先及びお問い合わせ先：名古屋市栄市税事務所 法人課税課法人市民税担当 TEL：(052)959-3305

◆ 登記事項に変更があった場合は、変更の登記をお忘れなく ◆

NPO法人は、登記事項に変更があった場合、組合等登記令に基づき変更の登記を行う必要があります。登記を怠ると、理事、清算人は20万円以下の過料に処される場合があります。

登記事項	期限
法人の名称・事務所所在地・目的・事業内容等 代表権のある役員の氏名・住所等	・主たる事務所の所在地は2週間以内 ※その他の項目については、内容により期限が異なるため、法務局へ確認してください。

●登記に関する問い合わせ及び書類の提出先(※名古屋市内のNPO法人の場合)
名古屋法務局(本局)

住所：名古屋市中区三の丸2-2-1(名古屋合同庁舎第1号館) TEL：052-952-8111(音声ガイダンスにつながります)

NPO法人の組織運営の手引 総会手続き編

事業年度の末日が3月31日のNPO法人は間もなく決算となります。そこで今回は、次のようなモデルケースについて、総会運営の手順を時系列でまとめました。

はじめての総会を迎える法人や、事務局スタッフが交代した法人などは、ぜひ参考にしてみてください！

総会の運営にあたり、まずは自分たちの法人の定款を確認してね。確認のポイントは以下の3つだよ。

- ①役員（理事・監事）を選任するのは総会か理事会か
 - ②役員の任期と改選時期、任期の伸長規定の有無
 - ③理事会と総会で議決すべき事項の違い
- ①～③の違いによって、総会運営の手順は異なるよ！



★総会運営手順のモデルケース

[以下の要件を満たす法人の場合] ※法人によって異なりますのでご注意ください

- 事業年度が4月1日から3月31日まで
- 役員は総会で選任する
- 役員の任期について、伸長規定がある
- 事業報告や決算などについては総会で議決する

3月	理事会	役員の就任・退任に関することや、事業のふりかえり、新年度の方針や事業計画について話し合います。定款変更の必要性を判断します。開催後は議事録を作成します。
	決算・監査	総会にはかる資料（前年度の事業報告書及び決算書類（財務諸表）など）を作成し、監事の監査を受けます。
4月下旬	理事会	総会にはかる資料について議決します。そのほか、総会当日の運営に必要な事項について確認をします。開催後は議事録を作成します。
	総会資料発送	正会員に資料を送付するとともに、出欠の確認をとります。欠席の場合は委任状または書面表決書の提出を求めます。
	委任状回収	総会の開催に必要な人数を確保するため、欠席の場合は委任状または書面表決書の提出を促します。
	社員総会	事業報告や役員変更など議決事項について議決をします。定款変更は必ず総会で議決すべき事項となっています。総会終了後は速やかに議事録を作成し、議事録署名人に署名を依頼します。役員変更があり、代表権のある理事を互選する必要がある場合は、別途、新任理事による理事会を開催します。
5月下旬	貸借対照表の公告	定款で定めた方法（①官報 ②新聞 ③電子公告 ④主たる事務所の公衆の見やすい場所 のいずれか）に基づき、貸借対照表を公告します。 ※①以外の方法での公告を希望する場合、定款変更が必要です。定款変更がお済みでない法人は、上記社員総会の議決事項に定款変更（公告の方法）を追加しましょう。
6月	所轄庁/法務局へ各種届出	事業年度終了から3か月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出します。ほかに、総会において変更のあった事項について、必要に応じて所轄庁へ申請または届出すると共に、変更のあった登記事項については定められた期限内に法務局へ登記します。
	事業報告書等の備え付け	主たる事務所および従たる事務所に事業報告書等を備え付けます。事業報告書等は5年間備え置きます。

センター主催講座・イベントのご案内

3/18[水] NPO講座「NPO法人をつくろう」ゲストトーク編&法人設立編 ☆同日開催
 →13:30~16:30 (受付中) *ゲストトーク編又は法人設立編のみの参加も可能です。

◆**ゲストトーク編 <13:30~14:50>**
 基礎的な講義とNPOの運営や活動への思いなどを学べる講座です。NPOに興味・関心のある方、実際の活動の話を知りたいという方はぜひ!

◆**法人設立編 <15:00~16:30>**
 NPO法人の設立前に準備するものや書類作成のポイントを学べる講座です。自分たちでNPO法人を設立しようと考えている方はぜひ!

■定員: 各30名 ■参加費: 各500円(*それぞれに申込と参加費が必要です)
 ■ゲスト: 成瀬 麗氏 (NPO法人The Music Restaurant) ■講師: 市民活動推進センター職員

講座受講のお申込みは、窓口・電話・FAX・電子メールにて受け付けます。電子メール・FAXでお申込みの際は、**講座名・氏名・電話番号・FAX番号・所属団体・参加動機**をご記入ください。名古屋市内に在住、在勤、在学の方、または名古屋市内で活動している(活動する意思のある)個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

※定員に達した時点で、締め切らせていただきます。ご了承ください。

名古屋市市民活動推進センター
 住所: 〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目18番1号
 ナディアパークデザインセンタービル6階
 電話: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073
 電子メール: npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp
 URL: <https://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>



■NPOアドバイザーによる個別相談のご案内 [参加費: 無料、要申込]

内容	日程	担当アドバイザー
会計・税務	3/ 6[金] 10:00~, 11:30~, 14:00~, 15:30~	黒田 朱里(公認会計士・税理士)
設立・運営	3/19[木] 16:00~	織田 元樹(ボラみみより情報局 NPOアドバイザー)

■11・12月の設立認証NPO法人

名称	所在区	主な活動分野
mori	名東区	学術・文化・芸術・スポーツ
ナラティブ・カウンセリング・ネットワーク	西区	保健・医療・福祉
尾張西部権利擁護センター	中村区	人権擁護・平和推進
日本福祉厚生支援機構	天白区	保健・医療・福祉
Lani	名東区	保健・医療・福祉

■12月末現在の所管法人数

★ 認証法人数: 890法人 認定法人数: 33法人 特例認定法人数: 2法人

■センターからのお知らせ

今後、センター主催講座やイベント、NPOアドバイザーによる個別相談のご案内等は、当センターのホームページ、Instagram、Facebookで発信していきます。



スタッフの
つぶやき

スタッフ: 早川

3年間、『なごや市民活動通信』を担当しました。市民活動通信という媒体も、作っていく過程も大好きな私としては、今号が最終号となるのはとても寂しいです。多くの方と関わらせていただいたことを思い出します。誌面作成にご協力いただいた皆さま、読者の皆さま、ボラみみ編集チームの皆さん、スタッフの似顔絵をずっと描いてくださった加藤さん、ありがとうございました。



イラスト協力: 加藤舞美